

CFC スタディクーポン参画事業者募集要項

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（以下、「運営事務局」という。）は、新型コロナウイルスの影響を受けた生活困窮世帯の中学3年生に対して、民間の教育機関で利用できる「CFC スタディクーポン（以下、「クーポン」という。）」を無償で提供します。ついては、本事業においてクーポンが利用できる教育事業者（以下、「参画事業者」という。）の登録を受け付けます。

1. 本事業の概要

(1) 対象者

次の①～③のすべてに当てはまる方を対象とします。

- ① 申込み時点で東京都に住んでいる中学3年生であること
- ② クーポン利用希望者の保護者が「令和2年度就学援助の認定を受けていること」、または「令和2年度住民税の所得割が非課税の世帯であること」
- ③ 新型コロナウイルスの影響について、アからウのいずれかに該当すること
 - ア. 保護者などの生計維持者が「失業した（個人事業主等が廃業した場合も含む）」
 - イ. 保護者などの生計維持者の「2020年5月に振り込まれた給与が2020年1月に振り込まれた金額より40%以上減少した」
 - ウ. 新型コロナウイルスに関連して「公的な経済支援を活用した」（緊急小口資金の貸付など）。

(2) 定員

118名

(3) クーポン利用期間・提供額

・利用期間

ア. 2020年7月31日までに申込みがあった場合 ⇒2020年9月1日から2021年3月31日

イ. 2020年8月1日以降に申込みがあった場合 ⇒2020年10月1日から2021年3月31日

※ただし、いずれも8月分の教育費から遡及的に利用可能としています。

・クーポン提供額

一人あたり10万円分

(4) クーポンの提供方法

- ・本事業では、オンラインで利用できるクーポンを提供します（電子データ方式）。利用者及び参画事業者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。

- ・ただし、インターネットの利用が困難な利用者に対してのみ、紙券方式でクーポン（1枚1,000円分の紙券）を提供します。
- ・電子データ方式、紙券方式それぞれのクーポン利用手続きについては、「12. クーポン利用にかかる請求」を参照してください。

(5) その他注意事項

- ・利用者には、利用者本人であることを確認するための「CFC スタディクーポン利用決定通知書」をお送りしています。
- ・利用者は、クーポンの利用に際し参画事業者から釣銭を受け取ることはできません。
- ・クーポンは、現金または金券等との引換えはできません。

2. 登録申請

クーポンを取り扱うには、参画事業者登録申請手続きが必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) 登録申請書類」を提出してください。

(1) 登録の条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- ① 本事業の趣旨・目的に賛同し、基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲に寄与する良質な学校外教育サービス（以下、「サービス」という。）を提供する事業者であること
- ② 中学生を対象とするサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間の事業者（法人、任意団体及び個人事業主を含む）であること
- ③ 次のア～ウのいずれかの条件を満たす事業者であること

ア 教室型：特定の事業所に生徒を集め、集団または個別で指導を行う事業者であること
 (例) 学習塾など

イ 訪問型：登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅などに訪問して指導を行う事業者であること（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師などを紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）
 (例) 家庭教師など

ウ 通信型：インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行う法人事業者であること
 (教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない)
 (例) オンライン学習塾など

※教室型及び訪問型の事業者においては、原則として東京都内に教室または事業所を有し、通信型においては、日本国内に事業所を有していること

- ④ 提供するサービスが、次のいずれかに該当すること
 - ・集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム
 - ・文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、中学校学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると運営事務局が認めるもの
- ⑤ 利用者へのサービス提供の実績（出席・参加記録、指導履歴等）の管理が適切に行われており、運営事務局が実施するアンケート調査等に協力できること

- ⑥ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること
- ⑦ 代表者が明確で、本募集要項に規定する事業の遂行能力が見込まれる事業者であること
- ⑧ 個人情報の保護について万全を期していること
- ⑨ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと
- ⑪ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑫ 本募集要項並びに関係法令を遵守すること

(2) 登録申請書類

次の登録申請書類を確認のうえ、運営事務局まで提出してください。

同一事業者で複数の事業所を登録する場合、それぞれ登録申請書類を提出してください。ただし、追加で事業所を登録する場合、②は提出不要です。

法人	①	CFC スタディクーポン参画事業者登録申請書（第5号様式）
	②	法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可／発行後3ヶ月以内）
	③	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
任意団体	①	CFC スタディクーポン参画事業者登録申請書（第5号様式）
	②	直近の法人税納税証明書（その2） ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、運営事務局が事業の実態を確認できると認めた書類
		③
個人	①	CFC スタディクーポン参画事業者登録申請書（第5号様式）
	②	令和元年の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続きをe-Taxで行っている場合：受付日時・番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、運営事務局が事業の実態を確認できると認めた書類
		③

※提出書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別できないようにしたうえで提出してください。

【登録申請書類送付先】

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13-24 錦ビル7F
公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 事業者受付係

【登録申請期限】

登録申請書類の提出には期限があります。

■2020年9月1日よりクーポンを取扱う場合

- ・申請期限 **2020年8月19日（水）必着**
- ・登録通知 **2020年8月26日（水）発送予定**

■上記以外の場合

- ・申請 **随時**
- ・登録通知 **登録申請書到着日より2週間程度で発送**

※ただし、書類に不備がある場合や、3（2）訪問確認を行う場合は、この限りではありません。

3. 登録の審査

(1) 書類確認

申請書類の到着後、営業実態等の確認を行います。また、登録申請書記載内容等の確認のため、電話や電子メールで連絡をさせていただく場合があります。

(2) 訪問確認

運営事務局は、必要に応じて事業者がサービスを提供する場所等を訪問することがあります。訪問が必要な場合は、事前に連絡いたします。

(3) 登録を認めない場合

登録を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことがあります。

- ① 登録申請書の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ② 登録申請書または申請書に添付された文書に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- ③ 本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）
- ④ 本募集要項に定める条件を満たさないとき
- ⑤ 本募集要項「3. 登録の審査」に規定する実態確認等に際し、「2（1）登録の条件」を満たすことが確認できないとき

(4) 登録決定通知

審査に通過し、登録が完了しましたら「登録（受理・不受理）決定通知書（第6号様式）」にて通知します。その際、「参画事業者の手引き」などの必要書類を同封します。

※提出書類に不備がある場合、審査に時間を要する場合があります。

4. 登録事項の変更

- ・登録事項を変更する場合は、予め「登録申請内容変更届（第7号様式）」を提出してください。
- ・届出がなかったことにより、運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、運営事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。
- ・参画事業者としての登録を抹消する場合は、予め「登録抹消届（第8号様式）」を提出してください。

5. 登録の取消

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、運営事務局は参画事業者に対し「登録取消通知書（第9号様式）」をもって、直ちに参画事業者としての登録を取り消すことができます。なお、これにより運営事務局に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

(1) 取消事由

- ① 登録申請書（申請書に添付した文書を含む。）の記載事項または「4. 登録事項の変更」に示す登録事項の変更届出等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき
- ② 「2 (1) 登録の条件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ③ 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ④ 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、運営事務局が登録の取消しが相当と判断したとき
- ⑤ 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- ⑥ 「4. 登録事項の変更」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき
- ⑦ 「10. クーポンの利用」に反し、運営事務局に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき
- ⑧ 「15. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき
- ⑨ 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、運営事務局が参画事業者として不適当と認めたとき
- ⑩ 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に運営事務局から連絡ができないとき
- ⑪ 参画事業者が行うクーポン利用にかかる請求に疑義があり、運営事務局が参画事業者として不適当と認めたとき
- ⑫ 参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているとして運営事務局が判断したとき

- ⑬ 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「16. 個人情報保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたとき
- ⑭ 参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- ⑮ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき
- ⑯ 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- ⑰ その他、本募集要項に違反したとき

(2) 登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消後、ただちに参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりクーポン利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

6. 情報の公開

運営事務局は、参画事業者の名称、登録事業所名、事業所所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

7. クーポンの無効及び利用者の資格喪失

運営事務局は、クーポンの改ざん、複製、その他クーポンの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のクーポンを無効にすることができるものとします。また、利用者が利用者の要件を満たさなくなった場合、運営事務局は利用者としての資格を喪失させることができるものとします。

8. クーポンの改ざん、複製等への対処

- (1) クーポンの改ざん、複製等が発覚した場合、運営事務局は参画事業者に書面にて連絡することとし、その書面到着以降、参画事業者はより厳重な注意をもってクーポン利用を受け付けなければなりません。
- (2) 参画事業者はクーポンの改ざん、複製等が発見した場合、速やかに運営事務局にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

9. クーポンの様式等の変更

運営事務局がクーポンの様式を変更する場合には、参画事業者に対し、新しい様式のクーポンが効力を生ずる1ヶ月以前に文書で通知するものとします。

10. クーポンの利用

- (1) 参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除いて、本募集要項及び参画事業者として登録された後に配布する「参画事業者の手引き」に従い、当該利用者を顧客として受け入れなければなりません。
- (2) 参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、「14. クーポン利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。
- (3) 参画事業者は「14. クーポン利用の拒否」に定める理由でクーポンの利用を拒否した場合、速やかに運営事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (4) 参画事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (5) 参画事業者が利用者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (6) 参画事業者がクーポンを利用する者に提供するサービス料金は、クーポンを利用しない生徒に提供するサービス料金と同一の設定である必要があり、クーポンを利用する生徒に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

11. クーポンの利用範囲

(1) クーポンを利用できる費用

クーポンを利用することができる費用は次のとおりとします。

- ① 入会金等サービスの提供を受けるために初期に必要な費用
- ② 受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用
- ③ サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で参画事業者にその支払いを行うべき費用（ただし、③のみでの利用は不可）
- ④ その他、運営事務局が認めた費用

(2) クーポンを利用できない費用

次の費用にクーポンを利用することはできません。

- ① 参画事業者以外の事業者を支払うべき費用
- ② サービスを利用するために必要でない物品の費用
- ③ 参画事業者が提供したサービスの費用のうち、本募集要項が定めるサービス以外の費用
- ④ その他、運営事務局が不相当と認める費用

12. クーポン利用にかかる請求

参画事業者は、次の手続きによりクーポン利用にかかる請求を行うこととします。

■電子データ方式の場合の手続き

- (1) 参画事業者は、パソコンやスマートフォン等を用いて参画事業者ページ（※）にアクセスし、利用者コード、クーポン利用日、利用するクーポンのポイント数等を入力してクーポン利用登録データを作成します。

- (2) 利用者は、参画事業者が作成したクーポン利用登録データを確認し、クーポン利用の承認作業を行います。
- (3) 運営事務局は、クーポン利用登録データで設定されたクーポン利用日の翌月 10 日に、利用されたクーポンのポイント数に応じた金額（1 ポイントあたり 1 円）を参画事業者指定口座に振込みます。（振込日が金融機関休業日の場合、前営業日に振込むものとします）
ただし、(2) の利用者による承認作業が未完了である場合はクーポン利用が確定せず、承認作業完了の翌月 10 日まで支払いが繰り越されます。
- (4) 参画事業者及び利用者が (1) または (2) の手続きを行うことができるのは、当該年度末の 3 月 31 日までとし、運営事務局はその翌月 10 日（4 月 10 日）に当該年度分の最終の振込みを行うものとします。（振込日が金融機関休業日の場合、前営業日に振込むものとします）

(※) 参画事業者ページについて

本事業では、クーポン利用にかかる手続きをオンラインシステムにより行います。特別なソフトウェア等は必要なく、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器があれば手続きが可能です。

（そのような機器を所持していない参画事業者は、別途定める方法によりクーポン利用にかかる手続きを行うものとします。）

■紙券方式の場合の手続き

- (1) 参画事業者は、利用者からクーポンを受け取る際、善良な管理者の注意をもって、クーポンの有効性を確認します。有効なクーポンとは以下をすべて満たすもので、運営事務局が発行する見本と同一の意匠のものをいいます。

- ① 名称が「CFC スタディクーポン」と明記されていること
- ② 発行元が「公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン」と明記されていること
- ③ クーポン番号が印字されていること
- ④ 有効期限を過ぎていないこと
- ⑤ 利用前に切り取り部分が切り離されていないこと
- ⑥ 「7. クーポンの無効及び利用者の資格喪失」に基づく無効通知が成されていないこと

- ・参画事業者が、(1) の有効性の確認を行わずに、または確認が不十分であったことにより生じた損害、その他参画事業者の責に帰すべき事由により生じた損害は参画事業者の負担とします。
- ・クーポンの偽造、変造、改ざん、複製、その他不正利用により生じた損害について、運営事務局はこれを賠償する責を負いません。
- ・上記に該当する場合、運営事務局は (4) に定める参画事業者への支払いについて、支払いの留保または取消しをすることができるものとします。

- (2) 参画事業者は、受領したクーポンの切り取り部分から本券と控え券に切り離し、再利用を不可能な状態にします。
- (3) 参画事業者は、受領したクーポンの本券を取りまとめ、「受領伝票兼請求書」を添えて運営事務局に送付するものとします。

- (4) 運営事務局は、毎月 7 日（当日消印有効）までに参画事業者から送付されたクーポン及び受領伝票兼請求書を確認し、実際のサービス費用と同額（請求額）を同月末日に参画事業者指定口座に振込むものとします。（振込日が金融機関休業日の場合、前営業日に振込むものとします）
- (5) 参画事業者の請求期限（クーポン送付期限）は、当該年度末の翌月 7 日（4 月 7 日）までとし、運営事務局は 4 月 30 日に当該年度分の最終の振込みを行うものとします。（振込日が金融機関休業日の場合、前営業日に振込むものとします）

13. 支払いの取消・留保

(1) 支払いの取消

運営事務局は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、クーポン利用にかかる請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、運営事務局の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「16. 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- ② 「5. 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- ③ 参画事業者においてクーポンの不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- ④ 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求が正当なものでないとき
- ⑤ 「7. クーポンの無効及び利用者の資格喪失」、「14. クーポン利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑥ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき
- ⑦ 「5. 登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

(2) 支払いの留保

運営事務局は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、運営事務局が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求に疑義があると運営事務局が判断したとき
- ② 参画事業者が「5. 登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると運営事務局が認めたとき
- ③ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、「13 (1) 支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると運営事務局が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、運営事務局が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、運営事務局は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、運営事務局は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

14. クーポン利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポン利用を希望する者に対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに運営事務局に連絡し、運営事務局の指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん、複製、偽造等と判断できるクーポンの利用を希望されたとき
- ② クーポン利用を希望する者が明らかに不審であると思われたとき
- ③ その他クーポンの利用等について不審があると思われたとき

15. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の運営事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりはできません。

16. 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、運営事務局の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。
- (2) 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局に報告しなければなりません。
- (5) 運営事務局は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- (6) 参画事業者は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を運営事務局に報告しなければなりません。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。
- (9) (1)から(8)にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- (10) 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。

(11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

17. 利用者の紛議等の解決

- (1) 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
- (3) (1) 及び (2) の場合、運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

18. 損害賠償責任

参画事業者が本募集要項に違反した結果、利用者、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。